

副首都推進本部（大阪府市）会議運営規約

（趣旨）

第1条 この規約は、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪府条例第1号。以下「府条例」という。）第10条及び大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪市条例第13号。以下「市条例」という。）第10条の規定に基づき、副首都推進本部（大阪府市）会議（以下「会議」という。）の公開その他会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、公開する。ただし、本部長は、必要と認めるときは、副本部長と協議の上、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定）又は審議会等の設置及び運営に関する指針（平成13年3月14日大阪市長決裁）における取扱いの例により、非公開とすることができる。

（費用の支弁の方法）

第3条 大阪府及び大阪市は協議の上、会議の運営に要する経費について、共同で負担するものとする。

（事務局）

- 第4条 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
- 2 事務局の事務は、大阪府・大阪市副首都推進局が担う。
 - 3 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。
 - 4 事務局長は、大阪府・大阪市副首都推進局長をもって充て、事務局次長は、大阪府・大阪市副首都推進局理事をもって充てる。

（委任）

第5条 府条例及び市条例並びにこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長と副本部長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年4月8日から施行し、同月1日から適用する。